

高松市低入札価格調査制度実施要領の一部を改正する要領

高松市低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日施行）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象とする入札案件)</p> <p>第2条 低入札価格調査を設定する対象は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負のうち、総合評価落札方式による競争入札に付するもので、その予定価格が<u>200万円</u>を超えるものとする。</p>	<p>(対象とする入札案件)</p> <p>第2条 低入札価格調査を設定する対象は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負のうち、総合評価落札方式による競争入札に付するもので、その予定価格が<u>130万円</u>を超えるものとする。</p>

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。